

未収債権の状況とその対策について

平成26年8月11日

平成25年度末の収入未済額 70億5百万円（前年度末比4億35百万円，5.8%の減）

※ 上記の他，民事調停中の本県発注の海上工事における独占禁止法違反事案に係る損害賠償金についての平成25年度末の収入未済額が36億45百万円

〔主な要因〕

県税において，新規発生分の抑制等に取り組み，4億8百万円の収入未済額の解消を進めたほか，中小企業支援資金貸付金，母子寡婦・福祉資金貸付金，農業改良資金貸付金，県営住宅使用料などその他の債権においても収入未済額の解消が進んだことによる。

1. 収入未済の状況について

（単位：百万円，%）

| 区 分 | | 平成25年度 決 算 額 A | 平成24年度 決 算 額 B | 増減額 A - B | 増減率 A - B / B |
|------------|---------|------------------------------|------------------------------|------------------|------------------|
| 前年度末収入未済額 | ア | 7,440 | 7,848 | △ 408 | △ 5.2 |
| 年度中増減 | 過年度分解消額 | 1,574 | 1,727 | △ 153 | △ 8.9 |
| | 新規発生額 | 1,139 | 1,319 (3,645) | △ 180 | △ 13.7 |
| | ウ - イ | △ 435 | △ 408 | △ 27 | 6.5 |
| 当該年度末収入未済額 | ア+エ | 7,005 (3,645) [10,650] | 7,440 (3,645) [11,085] | △ 435 [△ 435] | △ 5.8 [△ 3.9] |

- ・ 過年度分解消額は前年度を1億53百万円下回った。
- ・ 上記表中（ ）の額は，本県発注の海上工事における独占禁止法違反事案に係る損害賠償金額であり，[]の額は，各年度末収入未済額と（ ）の額の計である。

（参考）主な未収債権の収入未済額の状況

（単位：百万円，%）

| 区 分 | 平成25年度 決 算 額 C | 平成24年度 決 算 額 D | 増減額 C - D | 増減率 C - D / D |
|--------------|----------------------|----------------------|--------------|------------------|
| 県 税 | 3,507 | 3,915 | △ 408 | △ 10.4 |
| 中小企業支援資金貸付金 | 1,784 | 1,804 | △ 20 | △ 1.1 |
| 行政代執行費用 | 448 | 448 | 0 | 0.0 |
| 母子・寡婦福祉資金貸付金 | 260 | 271 | △ 11 | △ 4.3 |
| 農業改良資金貸付金 | 204 | 211 | △ 7 | △ 3.4 |
| 県営住宅使用料 | 172 | 181 | △ 9 | △ 4.7 |

2. 未収債権対策の主なものとその成果

[共通事項]

債権管理マニュアル(平成14年8月策定)等に基づき、未収債権の解消と発生の未然防止に向けた取組をより一層強化

(1) 県 税

- ・特別滞納整理班による個人住民税徴収対策の拡充・強化(始良市からの引き継ぎによる徴収額(1億5百万円)、相互併任による徴収額(40百万円)及び高額・徴収困難事案に対する徴収対策の実施による徴収額(1億11百万円))
- ・搜索、公売の実施(搜索を20件実施。差押動産426件を県・市町合同公売会等により15,048千円で売却)
- ・「県下一斉給与差押え徴収強化期間」(7～8月, 11月～1月)の設定
(対象者3,664人, 3月末までに1億21百万円を徴収)
- ・タイヤロック徴収の実施(対象者1,098人, 3月末までに28,354千円を徴収)
- ・徹底した滞納整理の実施(財産調査 延べ348,529件, 財産差押え 延べ 2,616件)
- ・「自動車税納税お知らせセンター」の設置(対策前との比較:H20 93.3%→H25 97.0%(3.7ポイント増)各年度10月末時点の現年度自動車税徴収率)
- ・自動車税のコンビニ納付, クレジット納付の利用促進(納期内納付率:H24 72.2%→H25 74.1%(1.9ポイント増))
- ・個人住民税特別徴収の促進(県入札参加資格審査時の実施確認の導入(H25.4～))

(2) 中小企業支援資金貸付金

- ・延滞組合(企業)に対する戸別訪問等の実施(25年度中完済 2件, 分割償還額の増 6件)
- ・「債権回収強化月間」及び「延滞発生未然防止月間」の設定による納入及び延滞発生防止指導の推進(強化月間訪問件数… 6月 6件, 12月 5件, 防止月間訪問件数…7月 7件, 1月 6件)
- ・長期延滞組合, 企業に対する法的措置の執行(債権差押 2件, 競売による担保物件売却 2件)

(3) 母子・寡婦福祉資金貸付金

- ・家庭訪問等による償還計画書の作成や分割納入の指導等の実施(25年度中完済 268件, 新規償還開始 148件)
- ・口座振替制度の推進(平成11年9月から実施, 口座振替件数(平成26年6月末現在)791件(調定件数の約67%))

(4) 県営住宅使用料

- ・「夜間督促強化月間」の設定による納入指導の推進(強化月間訪問実施件数… 8月 261件, 12月 236件)
- ・長期・高額滞納者への法的措置の執行(25年度中の即決和解の申立て…対象者14名)
- ・口座振替制度の推進(平成10年4月から実施, 口座振替申込件数(平成26年4月末現在) 9,204件(入居者の約84%))
- ・滞納家賃回収強化委託事業の実績(平成25年度実績) 961,040円回収

3. 今後の未収債権対策

- ① 「未収債権対策プロジェクトチーム」を中心に全庁的な未収債権対策を推進
- ② 関係各課において策定している債権管理マニュアル等に基づき, 体系的な債権管理・債権回収
- ③ 県税の徴収対策について以下の対策を実施
 - ・個人住民税の特別徴収促進を図るため, 連絡会議において共通方針及び行動計画を決定し, 一斉指定に向け周知徹底を図るため事業所訪問, 広報等を実施
 - ・個人住民税の徴収対策として, 個人県民税の滞納額の約3割を占める4市を重点強化対策団体に指定し, 25年度の始良市に引き続き, 26年度は北薩地域振興局に5名の県税徴収対策官を集中配置し, 薩摩川内市の個人住民税の徴収体制を強化
- ④ その他の未収債権対策
 - ・県営住宅使用料の長期・高額滞納者への法的措置の執行, 口座振替制度の推進等を引き続き実施
 - ・母子・寡婦福祉資金貸付金の口座振替制度の推進等を引き続き実施
 - ・中小企業支援資金貸付金, 農業改良資金貸付金, 沿岸漁業改善資金等については, 未収債権への対策だけでなく, 経営指導の強化を通じ, 償還促進を支援